

令和2年 第5回(11月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和2年 第5回(11月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

令和2年第5回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 11月30日(月曜日)

会 期 1日間

閉 会 11月30日(月曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
11	30	月	本会議	10時	開 会 ・議席の指定 ・常任委員の選任 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 ・採決 閉 会

令和2年第5回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和2年11月30日(月) 午前10時開議

第1, 議席の指定

第2, 常任委員の選任

第3, 会議録署名議員の指名 6番 , 7番

第4, 会期の決定の件

第5, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第6, 議案の委員会付託について

第7, 議案第 85 号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
85	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会

令和2年 第5回 臨時会 会議録

招集日時 令和2年11月30日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	岩	下	勝	正	2番	藤	木	高	裕	3番	横	山	和	輝		
4番	品	川		静	5番	古	屋	宏	治	6番	田	辺	弘	之		
7番	栗	須	信	治	8番	村	瀬	敬	太	郎	9番	今	長	谷	武	和
10番	阿	部	寛	治	11番	松	田	國	守	12番	荒	牧	泰	範		

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町	長	三	浦	正															
教	育	長	太	郎	良	順	一	総	務	課	長	立	花	博	友				
財	政	課	長	藤		忠	文	会	計	課	長	野	寄	勇					
ま	ち	づ	く	り	課	長	熊	谷	重	幸	税	務	課	長	有	隅	哲	哉	
収	納	課	長	花	田	篤		住	民	課	長	田	村	明	広				
健	康	課	長	栗	原	俊	孝	福	祉	課	長	平	山	智	久				
産	業	観	光	課	長	井	上	勝	則	都	市	整	備	課	長	堀	雅	仁	
上	下	水	道	課	長	城	戸	勝	範	学	校	教	育	課	長	浦	上	利	浩
こ	ど	も	育	成	課	長	松	岡	秀	策	社	会	教	育	課	長	松	熊	大

出席した議会事務局職員

局	長	佐	伯	和	久	次	長	藤	幸	三
係	長	伴	秀	代						

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

開会を宣言いたします前に、去る11月19日にご逝去されました松田秀幹副町長のご冥福を祈り、黙祷をささげたいと思います。

○議会事務局長（佐伯 和久） 皆さま、ご起立ください。

黙祷。

（黙祷）

○議会事務局長（佐伯 和久） お直りください。

ご着席ください。

○議長（阿部 寛治） まず、11月10日告示の篠栗町長選挙並びに篠栗町議会議員補欠選挙で当選されました、三浦町長、岩下議員、ご当選おめでとうございます。

三浦町長の5期目当選の就任挨拶及び所信表明は、令和2年第4回定例会開会の日に述べていただくこととします。

ここで、このたび当選されました岩下議員より、自己紹介をお願いします。

○議員（岩下 勝正） 岩下勝正でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

自己紹介ということで、簡単ではございますが、述べさせていただきたいと思います。出身はもちろん篠栗町でございます。幼少の頃は新町の方に住んでおりました。家業の関係で、この庁舎の前に店舗、また住宅の方を建築しましたので、そちらに移り住んでおりました。その後結婚しまして、今は高田に住居を構え、家内と2人仲よく暮らしております。直近の仕事の方になりますが、今年の6月に、招聘されていた会社の方を職員定年ということで退職いたしまして、それからは、今これといった仕事はやっておりません。私、昭和29年4月生まれでございます。篠栗町は、昔から、この役場の建てられる前からこの地域で遊んでおりましたので、篠栗町をこよなく愛して立候補したわけでございます。

今後とも頑張ってお参りますので、どうかご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） それでは、ただいまから令和2年第5回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、今回補欠選挙にて当選されました岩下勝正議員の議席を1番としますので、そのほかの議員の議席は、ただいま着席のとおりと指定いたします。

日程第2、「常任委員の選任」を行います。

岩下勝正議員については、委員会条例第3条第2項の規定により、文教厚生常任委員会に選任いたします。

日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、田辺弘之議員、7番、栗須信治議員を指名いたします。

日程第4、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日11月30日の1日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第5、「議案の上程」をいたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第85号でございます。

それでは、町長に議案第85号の提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

本日は、令和2年第5回篠栗町議会臨時会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜りまして誠にありがとうございました。

今回の町議会議員補欠選挙におきまして、ご当選されました岩下議員におかれましては、誠におめでとうございませう。どうぞよろしくお願ひいたします。

私も11月10日告示の篠栗町長選挙において、次の4年間を任せていただくことになりました。この任期におきましても、町民の皆様福祉の増進と篠栗町の発展のために情熱を持って頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。議長からお話がありましたとおり、私のこれからの4年間に対する思いにつきましては、第4回定例会開会日に申し述べたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日の冒頭、11月19日に逝去されました松田 秀幹 前副町長への哀悼の意を込めて、黙祷をささげていただきました。ご快癒され、また副町長職をお務めいただくものと信じておりましたが、大変無念な結果となりました。改めて、ご遺族と篠栗町職員互助会合同で、12月26日にお別れの会を開催する運びとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

本臨時会に提案しております議案第85号について説明をいたします。

議案第85号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、令和2年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、民間における賞与の支給状況を踏まえ、一般職の期末手当について、0.05月分を引き下げるとともに、特別職及び議員の期末手当についても、それぞれ0.05月分引き下げるものであります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第6、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りします。

本日上程されました、議案第85号の委員会付託については、議案付託表のとおり、所管の総務建設常任委員会に付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

それでは、この後、条例審査を行いますので、総務建設常任委員会の方は、直ちに委員会室にお集まりください。

終了後、採決を行いますので、ほかの皆さんは、この場で待機をお願いします。

では、本会議を暫時休止します。

休止 午前10時10分

再開 午前10時21分

○議長（阿部 寛治） 本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第7、議案第85号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第85号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和2年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の内容は、1、一般職期末手当について、0.05月引下げ、年間賞与4.50月から4.45月に改定するもの。2、特別職期末手当について、0.05月引下げ、年間賞与3.45月から3.40月に改定するもの。3、議員期末手当について、0.05月引下げ、年間賞与3.35月から3.30月に改定するもの。

なお、この条例は、公布の日から施行し、一部規定については、令和3年4月1日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 85 号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は、全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和 2 年第 5 回篠栗町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前 10 時 25 分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

田辺 弘之

篠栗町議会議員

栗須 信治
